

件名	愛媛県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例
主管課	情報政策課
根拠法令等	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年12月1日公布、平成17年4月1日施行）
<p>【条例の概要】</p> <p>1 目的  条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与すること。</p> <p>2 電磁的記録による保存  (1) 民間事業者等は、保存のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則等で定めるものに限る。）については、規則等で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができるものとする。  (2) (1)により行われた保存は、書面により行われたものとみなす（書面みなし規定）。</p> <p>3 電磁的記録による作成  (1) 民間事業者等は、作成のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則等で定めるものに限る。）については、規則等で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができるものとする。  (2) 2と同様に、書面みなし規定を設ける。  (3) (1)の場合、他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、規則等で定める措置（電子署名）をもって当該署名等に代えることができる（署名等代替可能規定）。</p> <p>4 電磁的記録による縦覧等  (1) 民間事業者等は、縦覧等のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則等で定めるものに限る。）については、規則等で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録の縦覧等を行うことができるものとする。  (2) 2と同様に、書面みなし規定を設ける。</p> <p>5 電磁的記録による交付等  (1) 民間事業者等は、交付等のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則等で定めるものに限る。）については、規則等で定めるところにより、相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行うことができるものとする。  (2) 2と同様に、書面みなし規定を設ける。</p> <p>6 附則改正  ・愛媛県水道条例の一部改正  立入検査規定において、帳簿書類のみを検査対象としているため、電磁的記録を含むようにする。  ・特定非営利活動促進法施行条例の一部改正  特定非営利活動促進法により地方公共団体所管の特定非営利活動法人に義務付けられている書面による作成、備置き及び閲覧について、電磁的記録による作成、備置き及び閲覧の範囲及び方法を定める。</p>	
施行日	平成18年11月1日